新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業
＜基本的な考え方＞
（令和５年10月１日～令和６年３月31日）

令和５年９月29日付け厚生労働省通知等（※）において、令和５年９月まで実施していた院内感染が発生した医療機関に対する病床確保料の補助事業（いわゆる「みなし重点医療機関」）が見直され、**「新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業」**（旧新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業）が定められたため、道においても、この内容に沿って、基本的な考え方を整理しました。

（※）
- 「令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の一部改正について」（令和５年９月29日付け医政発0929第23号・感発0929第３号・医薬発0929第12号厚生労働省医政局長等連名通知）
- 「令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の交付について」（令和５年９月29日付け厚生労働省発医政0929第５号・厚生労働省発感0929第４号・厚生労働省発医薬0929第81号厚生労働事務次官通知）
- 「令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するＱ＆Ａ（第６版）について」（令和５年９月29日付け厚生労働省医政局医療経理室等連名事務連絡）
- 「令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」（令和５年９月29日付け厚生労働省医政局医療経理室等連名事務連絡）
- 「新型コロナウイルス感染症の令和５年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和５年９月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）

１　補助要件

《国通知》新型コロナウイルス感染症患者の受入実績がある医療機関であって、G-MIS（医療機関等情報支援システム）に入院受入状況等を確実に入力すること。

・　本事業における「院内感染」とは、**医療機関において入院している患者が原疾患とは別に新たに新型コロナ感染症に罹患したことを指し、感染経路や規模（人数）は限定されません**。

そのため、例えば、新型コロナ感染症以外の疾患で入院した患者１名について、入院時は陰性でしたが、後日、新型コロナ感染症に罹患していることが分かった日以降、本事業における「院内感染」が発生している日と見なすことが可能です。

なお、**明らかに院内で罹患したとは言えない場合**（例：入院時は新型コロナ感染症が陰性でしたが、同感染症に類似の症状があり、後日、同感染症に罹患していることが分かった日まで新型コロナ患者（職員含む。）に接触する機会がなかった場合や、入院時の検査結果が偽陰性であると認められる場合等）**は「院内感染」に該当しません**。

・　院内感染が発生するまで新型コロナ患者の受入実績がない医療機関は、院内感染が発生した後も積極的にコロナ患者を受け入れる場合、それまで受け入れ実績がなかったとしても本事業の対象となり得ます。

この場合、今後の医療機関間の入院調整のため、院内感染発生時を含め G-MIS にコロナ患者の受け入れ実績を入力し、院内感染収束後は積極的に外部から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れることを記載した書面（申出書）を道に提出する必要があります。

２　補助対象となる病床

《国通知》①　院内感染の発生により、陽性患者が入院した病床であり、当該患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により一定期間、**空床にする必要がある病床**

・　「陽性患者」は院内感染による陽性患者を指し、入院時に陽性だった新型コロナ患者は含まれません。いったん転院した患者が陽性患者のまま再入院した場合、当該患者は外部からの受入患者となるため院内感染による陽性患者には含めません。
・　「退院した後」には本事業の対象となる医療機関から退院（死亡、転院を含む）した日（退院した日に診療報酬が支払われる場合はその翌日、療養解除後に当該医療機関内の一般病床等に転床した日は含みます（転床先で診療報酬が算定されるため）が、陽性患者のまま当該医療機関内で転床 ・転棟した場合は含みません。

《国通知》②　院内感染の発生により、病室の閉鎖などの事情により**休止せざるを得ない病床**（※補助上限は①１床に対して１床（ただし、①が ICU/HCU 病床の場合２床）とし、①に陽性患者が入院中から算定可能とする。）

３　補助対象期間

《国通知》院内感染が発生した日から、最後の陽性者がコロナ療養解除となった日（上限）までの期間

・　対象の始期は、院内感染による陽性患者の陽性判明日以降かつゾーニングの開始日以降の日から、終期は、最後の陽性患者の療養解除日（陰性（もしくは陰性と見なせる状態）となり、新型コロナ感染症への入院医療を提供する必要がなくなった日）までとします。
・　療養期間については、令和５年５月８日以降は医療機関（医師）の判断となりますが、長期になっている場合はその状況について確認を行います。
・　最後の陽性患者が、陰性後、原疾患等への入院医療を行っている日は含みません。

４　補助上限額（１日１床あたり）

①の空床や②の休床に適用する補助上限額は、当該病床の特性に応じ下記のとおりとなります。

	病床の特性	特定機能病院等	その他医療機関
1	ＩＣＵ	174,000 円/日	121,000 円/日
2	ＨＣＵ	85,000 円/日	85,000 円/日
3	１・２以外の病床で一定の要件（注１）を満たす病床	30,000 円/日	29,000 円/日
4	１～３以外の病床（療養病床を含む）	16,000 円/日	16,000 円/日

（注１）「新型コロナウイルス感染症の令和５年 10 月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和５年９月 15 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）に基づく、新型コロナ患者であり、中等症Ⅱ・重症患者、特別な配慮が必要な患者（※１）及び医師の判断で特に高いリスクが認められる患者（※２）を受け入れる病床。

（※１）妊産婦、小児、障害児者、認知症患者、がん患者・透析患者、精神疾患を有する患者、外国人等

（※２）呼吸困難で肺炎像がみられ、食事や水分の摂取ができず、点滴治療を要する患者であって、中等症Ⅱへの悪化が懸念される緊急性が高い患者等が想定されます。

５　もともと確保病床のある医療機関の扱いについて

「新型コロナウイルス感染症対策事業」の病床確保料の補助対象となる病床を有している医療機関において、補助対象外の病床や補助期間外に院内感染が発生した場合は、本事業の対象になります。

なお、「新型コロナウイルス感染症対策事業」の補助期間内に、４（注１）にあたる患者を、特段の事情もなく補助対象外の病床に入院させた場合は、補助対象の病床に「新型コロナウイルス感染症対策事業」の病床確保料は交付できません。